

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立東豊中こども園エレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域子育て支援センターエレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域活動支援センターエレベーター更新工事
No	質疑事項	回 答
1	現場説明書に記載あるエレベーターの工事期間(エレベーターの休止可能となる日程)は具体的にいつからいつまででしょうか。	11月頃から1月頃の間1か月半程度と想定しています。
2	トイレ・手洗いは館内の設備を使用して良いでしょうか。	4階は使用可能です。1から3階は保育所が使用しているため使用は不可です。
3	PCB含有事前調査・アスベスト含有事前調査は、既設メーカーで実施お願い致します。	既設エレベーター内はアスベストの含有はありません。
4	配置技術者は契約工期ではなく、実工期(現場での作業期間)のみ専任と考えてよいでしょうか。	よろしいです。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立東豊中こども園エレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域子育て支援センターエレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域活動支援センターエレベーター更新工事
No	質疑事項	回 答
5	昇降路内ピット集水桝は既設に有りませんが、設置の必要はあるでしょうか。	必要ありません
6	EV-01 I-5工事範囲に記載の建築工事に○が入っておりますが、すべて別途工事と考えてよろしいでしょうか。	エレベーター工事に伴う建築物への研り、貫通、カッター切りなどの建築工事は本工事に含みます。
7	EV-01 I-5工事範囲に記載のエレベーター工事のうち内装工事に○が入っておりますが、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	三方枠施工時などの建築物内装の復旧は本工事に含みます。
8	EV-06整地清掃業が必要となるのはどのような場合でしょうか。	搬入、施工、仮設で使用する範囲となります

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立東豊中こども園エレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域子育て支援センターエレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域活動支援センターエレベーター更新工事
No	質疑事項	回 答
9	EV-06エレベーター電源を工事用として使用した場合、電力使用料金の弊社負担は発生しないものとして良いでしょうか。	原則は受注者負担ですが、使用条件により受注者に負担が発生しない場合もあります。
10	工事用電気・水は無償ご支給でよろしいでしょうか。	原則は受注者負担ですが、使用条件により受注者に負担が発生しない場合もあります。
11	EV-06EVピット内自火報煙感知器取り付けは、ピットではなく昇降路最上部付近に設置と考えてよろしいでしょうか。	上部付近でよろしいです。
12	EV-06仮設工事の【仮設出入口・仮囲い・試験調査費・安全設備費・機械器具損料及び直接仮設】以外は別途工事でよろしいでしょうか。	本工事に必要と認められるものは本工事に含みます。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立東豊中こども園エレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域子育て支援センターエレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域活動支援センターエレベーター更新工事	
No	質疑事項	回 答	
13	EV-06換気扇取付及び同補強がEV工事となっていますが、この換気扇は機械室内換気扇を意味しますか？ EV-08では既設品再使用となっています。 どちらが正しいでしょうか。	EV-08が正しいです。	
14	EV-07火災時管制運転は、自火報連動か呼び戻しボタンかどちらでしょうか。	自火報連動となります。	
15	火災時管制運転が自火報連動の場合、自火報盤からエレベーター昇降路までの配線は別途工事でしょうか。	本工事です。	
16	EV-07マシンビーム受け台は既設再使用とありますが、現場調査後に再使用不可と当社が判断した場合は別途費用となりますがよろしいでしょうか。	今回は受け台を再使用することをお考えください。再使用不可の場合は別途費用にはなりません。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立東豊中こども園エレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域子育て支援センターエレベーター更新工事、豊中市立東豊中地域活動支援センターエレベーター更新工事
No	質疑事項	回 答
17	EV-07「モニター」の(配線・配管は別途工事)は、今回の見積には含まないという意味でよろしいでしょうか。	本工事に含まれます。内容は図面 EV-16から20に記載しています。
18	工事写真について、下記の方法でよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラにて撮影 ・黒板なし ・施工前後撮影 ・A4用紙にデジタルカメラデータ貼付にて提出 	黒板あり、施工前中後の撮影、工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編を参照し、公共工事としての書類として提出をお願いします。
19	竣工当時の建築・エレベーターの確認済証は保管されていますか。 また事前に関覧可能でしょうか。	確認済証はあります、事前閲覧については不可です。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp